

「入院日額手当て」制度拡充における新旧対応表

項目		改正前	改正後
変更あり	0.給付名称	入院日額手当て	入院お見舞金
変更なし	1.給付対象	共済加入者およびその配偶者、一親等卑属（23歳になる月の月末まで。） 国内において、事故または病気等で医療機関に治療目的による入院をした場合に給付対象となります。 （出産に伴う入院、検査のみの入院は対象外です。）	①入院日額手当て 共済加入者およびその配偶者、一親等卑属（23歳になる月の月末まで。） 国内において、事故または病気等で医療機関に治療目的による入院をした場合に給付対象となります。 （出産に伴う入院、検査のみの入院は対象外です。）
変更あり			②入院一時金 共済加入者のみ。 国内において、事故または病気等で医療機関に治療目的による入院を3日を超えてした場合に給付対象となります。（出産に伴う入院、検査のみの入院は対象外です。）
変更なし	2.給付金額	加入コースに応じて、日額 10,000円、12,000円、16,000円をお支払いいたします。 給付期間は、免責期間を除き、最長365日となります。 （配偶者、一親等卑属は最長180日となります。）	①入院日額手当て 加入コースに応じて、日額 10,000円、12,000円、16,000円をお支払いいたします。 給付期間は、免責期間を除き、最長365日となります。（配偶者、一親等卑属は最長180日となります。）
変更あり			②入院一時金 一律10万円
変更なし	3.免責	入院開始日から3日間は免責期間となります。 共済会加入日より30日間は待機期間とし、31日目より保障を開始します。	①入院日額手当て 入院開始日から3日間は免責期間となります。 共済会加入日より30日間は待機期間とし、31日目より保障を開始します。
変更あり			②入院一時金 共済会加入日より3年間は免責期間です。
変更なし	4.その他	申請時には、共済会指定の医師の診断書と、領収証のコピーの提出が必要となります。 さらに、共済加入者の配偶者、一親等卑属の申請の場合、住民票（本籍記載なし）の写しが必要となります。	①入院日額手当て 申請時には、共済会指定の医師の診断書と、領収証のコピーの提出が必要となります。 さらに、共済加入者の配偶者、一親等卑属の申請の場合、住民票（本籍記載なし）の写しが必要となります。
変更あり			②入院一時金 1年に1回を給付限度として、3日を超えた入院が確定した時点でご申請いただけます。ご申請の際は、医師の診断書の代わりとして、入院申込書のコピーが必要となります。

「慶弔金制度」制度拡充における新旧対応表

項目		改正前	改正後
変更なし	1.給付対象	①死亡弔慰金 共済加入者の配偶者および一親等親族がお亡くなりになった際、共済加入者にお支払いいたします。	①死亡弔慰金 共済加入者の配偶者および一親等親族がお亡くなりになった際、共済加入者にお支払いいたします。
		②結婚祝い金 共済加入者をご結婚された際、共済加入者にお支払いいたします。	②結婚祝い金 共済加入者をご結婚された際、共済加入者にお支払いいたします。
		③出産祝い金 共済加入者に子が誕生した際、共済加入者にお支払いいたします。	③出産祝い金 共済加入者に子が誕生した際、共済加入者にお支払いいたします。
変更なし	2.給付金額	①死亡弔慰金 共済加入者に2万円をお支払いいたします。	①死亡弔慰金 共済加入者に2万円をお支払いいたします。
変更あり		②結婚祝い金 共済加入者に3万円をお支払いいたします。	共済加入者が40歳未満の場合、共済加入者に30万円をお支払いいたします。 共済加入者が40歳以上の場合、共済加入者に3万円をお支払いいたします。 (※本制度は事前予告をもって終了する場合があります。)
変更なし		③出産祝い金 共済加入者に5万円をお支払いいたします。	③出産祝い金 共済加入者に5万円をお支払いいたします。
変更なし	3.免 責	結婚祝い金および出産祝い金については、共済加入日から180日の継続加入実績がある方のみ対象です。	結婚祝い金および出産祝い金については、共済加入日から180日の継続加入実績がある方のみ対象です。
変更なし	4.その他	利用回数に制限はありません。 申請時には、死亡診断書、住民票（本籍記載なし）の写しが必要となります。	利用回数に制限はありません。 申請時には、死亡診断書、住民票（本籍記載なし）の写しが必要となります。

ご申請における新旧対応表

項目		改正前	改正後
変更なし	1.ご加入のお手続きと月額共済会費の支払について	<p>PE共済会ページ『ご加入のお手続き』より、お申し込み下さい。 各月1日を加入日とし、月の途中加入はありません。</p> <p>原則、加入月の前月に共済会の求める手続きを完了し、かつ月額共済会費の支払が済んでいる場合に正式なご加入となります。</p> <p>お支払い方法は毎月10日のプロエンジニア報酬がある方は報酬より控除、ない方については、コンビニでの支払が可能な請求書を10日前後に発送いたします。ただし、PE-BANKで取扱う「クレジットカード決済登録」をご利用いただいている方は、優先的にクレジットカード決済が有効となります。（ただし、加入初回の請求のみ、加入月とその翌月の2か月分をお支払いいただきます）</p> <p>※加入申請時および年度更新の際にご希望いただいた方に限り、請求月翌月分から当年度の末月までをまとめてご請求させていただきます。</p>	<p>PE共済会ページ『ご加入のお手続き』より、お申し込み下さい。 各月1日を加入日とし、月の途中加入はありません。</p> <p>原則、加入月の前月に共済会の求める手続きを完了し、かつ月額共済会費の支払が済んでいる場合に正式なご加入となります。</p> <p>お支払い方法は毎月10日のプロエンジニア報酬がある方は報酬より控除、ない方については、コンビニでの支払が可能な請求書を10日前後に発送いたします。ただし、PE-BANKで取扱う「クレジットカード決済登録」をご利用いただいている方は、優先的にクレジットカード決済が有効となります。（ただし、加入初回の請求のみ、加入月とその翌月の2か月分をお支払いいただきます）</p> <p>※加入申請時および年度更新の際にご希望いただいた方に限り、請求月翌月分から当年度の末月までをまとめてご請求させていただきます。</p>
変更あり	2.給付申請について	<p>原則、PE共済会事務局に申請書類等（本書）が到着したものを受付とします。</p> <p>月末締切は翌月15日（土日祝日の場合は翌日）、15日〆切は当月末日（土日祝日の場合は前日）にお支払いいたします。</p>	<p>原則、PE共済会事務局に申請書類等（本書）が到着したものを受付とします。</p> <p>月末締切は翌月10日、10日〆切は当月20日、20日〆切は当月末日にお支払いいたします。なお、お支払日が土日祝日の場合、中日は翌営業日、末日は前営業日にお支払いとなります。</p>